

平戸市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月27日(火) 午前9時30分から午前10時40分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(29人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 吉福 弘実 | 3番 橋村弥壽夫 | 4番 七種 一郎 | 5番 松尾 正幸 |
| 6番 山村 茂巳 | 7番 筒井 幸吉 | 8番 本山 勝茂 | 9番 古里 時夫 |
| 10番 岡村 勝彦 | 11番 松山 矢市 | 13番 末永 武好 | 14番 山下 忠平 |
| 15番 塚本 順男 | 16番 瀧山 博 | 17番 濱崎 保久 | 18番 末吉 清彦 |
| 19番 林 憲治 | 20番 藤沢 和正 | 21番 阿部 榮 | 23番 濱本 寿光 |
| 24番 川村 政幸 | 25番 横尾 秀雄 | 26番 大浦 正巳 | 27番 松本 一郎 |
| 28番 福田 延之 | 29番 藤永 和之 | 32番 宮田 克幸 | |

4. 欠席委員(3人)

12番 川尻 修治 22番 石田 勝巳 30番 西川 靖子

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議事

報告第 5号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 6号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 13 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 14 号 非農地通知申出について

議案第 15 号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
について

議案第 16 号 第3回農用地利用集積計画（案）について

議案第 17 号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につい
て

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司
主査 山本 寿子

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今から平成29年度6月期第3回総会を開会いたします。
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さんおはようございます。本日は、6月期の第3回総会にご出席をいただきましてあり
がとうございます。今年のご承知のとおり天候で、水不足のために植え付けが大幅に遅れ
ているようでございます。

あちこちでその状況が見受けられるわけですが、特に中山間のところでは大変ご苦労かけ
ているようでございます。苗を作り変えないといけないということで、種もみを持たないか
等あちこちから問い合わせがあつておまして、今から箱苗をつくるという方もおられるよ
うです。そういったことで、大変農作業が忙しい中でございますが、今日はお昼過ぎに待望
の雨が降るのではないかとございまして、出水の口があくような、災害とならな
いような適当な雨量で降ってくればよいなという気持ちでいっぱいでございます。

そういった中で、何人かの農家の方にお話をお聞きしたわけですが、「もうあきらめたよ」
とWCS関係を植えているところはソルゴーを作つて変更せざるを得ないという方もいるよ
うでございます。このような天候が続く、私は、見通しがつかない変な一年になるのではない

かと思っているところでございます。

今日は、9件の案件をご審議いただくわけですが、どうか最後までご審議賜りますようお願いいたします。先程、局長からご案内のとおり総会終了後に、農業者年金の関係と農業後継者の結婚対策関係についてご協議いただきたいと思います。皆さん方には大変忙しいと思いますが、最後までのご協力をお願い申し上げまして開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、12番委員、22番委員、30番委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、23番委員、25番委員をお願いします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、6月期の会務報告と、7月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに6月期の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(6月会務報告を報告)

次に7月の行事予定を申し上げます。

(7月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度7月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を7月27日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を7月27日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第5号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議 長

それでは、議事に入ります。報告第5号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明、補足説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」です。農業用施設(倉庫)建設のため、農用地区域の用途変更をするものです。農林課より説明をお願いします。(報告第5号1番を朗読 : 1件)

○農林課

議案書3ページに変更理由があります。申請者が自宅周辺で土地を探し、農業用倉庫を建てたいということで、農用地区域に指定されていたものを変更するものです。

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結します。報告第5号「農業振興地域整備計画の軽微な

変更について」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、報告第5号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」は、報告のとおり承認することといたします。

《 報告第6号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議 長

次に、報告第6号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをお開き下さい。「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」番号1 農地中間管理事業により10年間の契約をされていたものでありますが所有者の都合により解約されることになりました。解約後は3条の許可申請もあっております。4筆、7,975㎡となります。

(報告第6号1番を朗読 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○委 員

中間管理機構でございますので、集落的にされていたのではないかと思いますし、補助金の関係もあるのではと思われませんが、そのへんについて詳しく説明をお願いします。どういうふうにされるのか等いろいろあると思いますが。

○事務局

これは、平成27年度に中央土地改良区が中心となり取り組みをされた協議会での内容になりますが、その時、地域集積協力金の対象となっております。このことについては、農林課の方にもお尋ねをして確認をとっていただいておりますが、県に問い合わせをしていた

だいたところ、地域集積協力金の返還規定がないということで、この解約については特に今の段階では解約しても問題はないという回答を得ているようです。

ただ、こちらとしては地域集積協力金をした上での取り組みとなっていますので、この後3条での申請があっていますが、それに伴って更にまた機構を使った事業への取り組みをしていただくようお願いをしております。

○農林課

今回、中間管理機構を通した貸し借りの契約で地域集積協力金をいただいているので県に何度も確認をとったところ、先ほど事務局がいうように返還規定等はないということで確認はいただいております。あとの議案に出てくる孫夫婦に所有権を移し、その後、再度、中間管理機構を通しての貸し借りを進めて行きたいと考えていますのでよろしく申し上げます。

○委員

はい、わかりました。

○議長

他にございませんか。他にないようですので、質疑を終結いたします。報告第6号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」については、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 》

○議長

次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」です。先月の総会で審議をし、県に進達をしましたが、事業計画中止のため県知事による転用許可前ですが取下げを行ったものです。

(議案第11号1番を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」は、承認することに決定いたしました。

《 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。経営規模拡大のため所有権移転を行います。

(議案第12号1番～6番を朗読：6件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第12号「農地法第3条の規定に

よる許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようです。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第13号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議 長

次に、議案第13号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明及び補足説明をお願いします。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第13号「農業振興地域整備計画の変更について」です。番号1と3は太陽光発電施設建設、番号2は小形風力発電施設設置のため農用地区域の除外をするものです。

(議案第13号1～3番を朗読 : 3件)

○農林課

農振地域の除外について説明いたします。

(整理番号1・3 太陽光発電施設建設 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

(整理番号2 小形風力発電施設設置 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○委 員

3番の件につきましては、申請者からご相談がありまして、事務局にお尋ねをした件だと思いますが、原野が農振地域になっていることがあるのかというお尋ねがあった。私たちも地目が水田や畑ということであれば農振地域という認識はありますが、原野が農振地域という認識がなかったものですから、事務局にお尋ねしたら、以前に畑だったのではな

いかということで、申請者の了解をいただいて今回提出されていると思いますが、所有者が変わったときに情報が伝達できなかつたのかなと思うのですが、農林課や農業委員会からそこらへんの伝達は行かないものでしょうか。

○農林課

実際に地目が原野で採草放牧地になっているというのは、本人さんも知らない部分があると思いますが、畜産業が盛んなときにそこで草刈をしている所を指定したと思うんですが、それが、今回本人さんもわからない点だと思います。

これをどう周知していくかということですが、全体見直しのときにどこが農振区域に入っているかということをも市民のみなさんに見てもらって、確認をしてもらい、原野だけど農振地域に入っているということが確認できるので、その折に、山になっているような所は見直しのときに申請をいただければすぐ除外していきたいと思うので、市民の皆様にはそこで周知をさせていただいて、入っているか入っていないか確認をってもらう作業をしていきたいと思っています。

平成25年については、そういう作業をしながら山になっているところは外していった経緯があるので、今後もそのようにしていきたいと思っています。

○委員

はいわかりました。

○議長

ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。議案第13号「農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようです。議案第13号「農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり承認することといたします。

《 議案第14号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第14号「非農地通知申出について」を議題といたします。事務局より、議案説明を求めます。

○事務局

議案書19ページをご覧ください。議案第14号 非農地通知申出についてです。現況は山林・原野化しておりました。

(整理番号1～3を朗読：3件 パワーポイントを併用して説明)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

今月15日9時から関係委員並びに事務局と現地確認をしたところでございます。スライドのとおり、事務局のご説明のとおりでございますので、ご審議よろしくをお願いいたします。1番も2番も同じ場所で、木は生い茂っています。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員

今月15日の午後から地区の担当委員、事務局、申出人の代理人と一緒に確認に行ってみました。スライドのとおりで、現場を見ても、非農地として認めていいのではないかとということで確認してきましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第14号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第14号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第15号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について 》

○議 長

次に、議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から1449番までを議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」です。1ページから59ページまで今回あがっていますが、これは大島地区の利用状況調査で平成28年度までにB判定になった農地で地目が畑をあげています。

(1/59ページ番号1を朗読 : 58/59ページ 番号1449まで
パワーポイント併用して説明)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

○委 員

これを見てみると、所有者、管理者にすでに死亡している人がいるようですが、こういうところは通知はどうされるのですか。

○事務局

相続人が確認できる方は通知を出そうと思っておりますが、そうでないところは出しても戻ってくる可能性はあると思います。絶対本人に通知しなければならないということではないので、この総会で承認をいただければ、農地台帳を非農地として処理し、本人、関係機関、市役所で言えば農林課、税務課、長崎県、法務局平戸支局の方に非農地通知を出しましたということで通知をします。それを基に、所有者に登記（表示）を変えてもらう案内を出すようにしています。

○委員

今、〇〇委員が言われたように死亡している672番と673番は、この畑2枚は旧大島村時代に大島村に寄付をしている。だから、残っているのは現在作っている田が1枚のはずです。村で登記をしていると思いますが、確認をお願いします。

○事務局

この中にもいくつかありますが、登記名義人が平戸市（以前は大島村）になっているものが数筆ありました。それに関しては、市で管理している部署がありましたので、そちらと協議をしてここに載せています。台帳上、耕作者が大島地区になっているものがあったのですが、所有者として登記名義人は市になっていましたので、企画財政課契約管財係とも話しをし、大島の地区の方とも協議をさせていただきたいと思っています。

○議長

他にございませんか。他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」の整理番号1番から1449番までについては、「農地」に該当しないと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第15号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」の整理番号1番から1449番までについては、農地に該当しないと決定いたします。

○議長

次に、同議案の整理番号1450番、1451番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により6番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書59ページをご覧ください。

(番号1450番、1451番を朗読 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。整理番号1450番、1451番については、農地に該当しないと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、整理番号1450番、1451番については、農地に該当しないと決定いたします。

それでは、6番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の整理番号1452番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書59ページをご覧ください。

(番号1452番朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。整理番号1452番については、農地に該当しないと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、整理番号1452番については、農地に該当しないと決定いたします。

《 議案第16号 「第3回農用地利用集積計画(案)について」 》

○議長

議案第16号「第3回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書21ページから26ページをお開きください。議案第16号「第3回農用地利用集積計画(案)について」、22ページ利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。再設定3件5筆10, 199㎡となります。

(整理番号1から3番を朗読：3件)

続きまして議案書23ページから24ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。新規7件29筆33, 058㎡、再設定6件17筆18, 053㎡、合計13件46筆51, 111㎡となります。

(整理番号1から13番を朗読：13件)

続きまして議案書25ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。再設定1件4筆9, 177㎡となります。

(整理番号1を朗読：1件)

続きまして議案書26ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用賃借)になります。新規設定1件2筆1, 603㎡、再設定2件5筆4, 094㎡、合計3件7筆5, 697㎡となります。

(整理番号1番から3番を朗読：3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ
んか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第16号「第3回農用地
利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第16号「第3回農用地利用集積計画(案)につい
て」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第17号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、
平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について 》

○議 長

次に、議案第17号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
と、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたし
ます。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書の27ページからになります。お開き下さい。議案第17号「平成28年度の目標
及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成29年度の目標及びその達成に向け
た活動計画(案)について」を説明いたします。

(平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)：8/8P～8/8P)

(平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)：1/3～3/3P)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ
んか。

○委 員

28年度の点検・評価と29年度の活動計画（案）ですが、認定農業者が2人減っていますがなぜですか。

○事務局

平成29年3月31日現在と平成29年4月1日現在の認定農業者の人数については、農林課の担当者と確認を取っております。原因は、継続の申請がなかったということで2人減っています。

○委 員

わかりました。

○議 長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第17号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

意義がないということですので、議案第17号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については、原案のとおり承認いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お謀りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを

議長に委任する事に決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第3回総会を閉会いたします。

— 午前10時40分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 29 年 7 月 26 日

会 長 丸 田 保

23 番委員 濱 本 寿 光

25 番委員 横 尾 秀 雄